

一宮市おくやみガイドブック無償提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、おくやみガイドブックの作製及び無償提供に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) おくやみガイドブック 死亡時の行政関係、その他の関連手続きを示した冊子であって、市長が指定した部分に広告が印刷されたものをいう。
- (2) 電子ファイル おくやみガイドブックを市ウェブサイトからダウンロードできる PDF ファイルまたは手段 (URL の提示等) をいう。
- (3) 無償提供者 指定された冊子等を全て作製し、市長が指定した部分に広告を掲載する者 (以下「広告主」という。) を募集し、広告原稿を事前に確認及び校正し、その他広告主との調整を行うなど広告掲載に係る一連の事業を行い、市におくやみガイドブックを無償で提供する者をいう。

(無償提供期間)

第3条 おくやみガイドブックの無償提供期間は3年とし、内容・広告は概ね1年単位で更新するものとする。

(広告の掲載基準)

第4条 おくやみガイドブックに掲載する広告の基準については、一宮市有料広告要綱 (平成 20 年 12 月 22 日施行) 第3条の規定を準用する。

(無償提供者の募集方法)

第5条 無償提供者の募集は、市ウェブサイトに掲載して行うものとする。

2 募集期間及び無償提供者の選定基準その他募集に関し必要な事項については、募集要項で定める。

(申込資格)

第6条 おくやみガイドブック無償提供の申込者 (以下「申込者」という。) は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 「令和6・7年度一宮市入札参加資格者名簿 (物品等)」に登録のあるもの。申込書の提出時に登録の無いものは、事業に係る協定書の締結時までに登録を完了すること。協定書の締結日時は市で決定する。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の各号の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者 (民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、その取り消しの決定を受けていないものを除く。) でないこと。
- (4) 暴力団員がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していないこと。
- (5) 申込者の所在地における市町村税を滞納していないこと。

(無償提供の申込み)

第7条 おくやみガイドブックの無償提供を申し込むときは、「一宮市おくやみガイドブック無償提供申込書」に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(無償提供者の審査及び決定)

第8条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、審査会を設置し、実現性、業務実績、信頼性などを総合的に評価し、1者を速やかに決定して書面により通知するものとする。

(審査会)

第9条 審査会は、市民課長、市民課専任課長、住基担当課長補佐で構成し、委員長には市民課長をもって充てる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

第10条 審査会における審査は、総合的な評価を採点表により採点し、6割以上の点数を得た申込者のうち、その合計得点の高い者を無償提供者とする。

2 採点において、同点があるときは、委員長の得点が高い者を無償提供者とする。

(協定書等の締結)

第11条 市長は、おくやみガイドブックの無償提供に関し、無償提供者と協定書等を取り交わすものとする。

(著作権の帰属)

第12条 おくやみガイドブックの著作権は、無償提供者に帰属する。

2 前項の図柄が入った用紙及び電子ファイルには、著作権を示すCopyright®を印字できるものとする。

(広告の審査)

第13条 無償提供者は、おくやみガイドブックに広告を掲載する広告主及びその広告内容について、市長に事前に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告があったときは、一宮市有料広告要綱第5条に規定する一宮市有料広告審査会の審査に付するものとする。

(留意事項)

第14条 無償提供者は、おくやみガイドブックに掲載する広告の募集にあたり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう十分配慮しなければならない。

2 無償提供者は、おくやみガイドブックの広告内容及び色、形状等、全作製物の仕様について、事前に市長と協議し、市長の承認を受けなければならない。

3 無償提供者は、おくやみガイドブック納品物の数量並びに納品時期及び場所について、市長の指示に従わなければならない。

(無償提供者の責務)

第15条 無償提供者は、広告の内容その他掲載に関する全ての責任を負うものとする。

2 無償提供者は、掲載広告に関連して第三者に損害を与えた場合は、無償提供者の責任及び負担において解決するものとする。

(代替品の納品)

第16条 市及び無償提供者は、使用中のおくやみガイドブックの広告主及び広告内容に問題が生じた場合は、速やかに相互に通知するとともに、無償提供者は、代替品を納品しなければならない。

(配付場所)

第17条 おくやみガイドブックの配付場所は、一宮市役所市民課、尾西事務所窓口課、木曽川事務所総

務窓口課、市内10出張所、その他配布に適した場所とする。

(配付の中止)

第18条 市長は、無償提供者がこの要綱の規定に違反していると認めたとき、又は提供することが適当でないと認めたときは、配布を中止するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、おくやみガイドブックの作製及び無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年11月21日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年10月14日から施行する。